

○厚生労働省告示第九十九号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二条の六、第五条の二第二項、第五条の四第一項、第十一条の三、第十八条、第十九条第一項及び第二項、第二十条第二号並びに第二十一条第九号並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第二条の四及び第九条並びに老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年一月厚生省告示第十四号）第二条の六、第五条の二第二項、第五条の四第一項、第十一条の三、第十八条、第十九条第一項及び第二項、第二十条第三号及び第四号、第二十五条の四並びに第三十一条の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、性病等の治療方針、治療基準及び治療方法（昭和三十二年四月厚生省告示第二百二十五号）、特定療養費に係る療養の基準（昭和六十三年三月厚生省告示第五十三号）、厚生労働大臣の定める揭示事項、特定承認保険医療機関に係る厚生労働大臣の定める療養及び厚生労働大臣の定める報告事項（平成六年三月厚生省告示第五十七号）、保険医療機関及び保険医療養担当規則第十九条第二項ただし書及び第二十一条第九号ただし書の厚生労働大臣が定める場合（平成六年三月厚生省告示第百十四号）、厚生労働大臣の定める療法等（平成八年三月厚生省告示第二十五号）、厚生労働大臣の定める内服薬及び疾患等（平成十二年三月厚生省告示第七十三号）、保険医の使用歯科材料（平成十二年三

月厚生省告示第八十六号) 及び保険医及び保険薬剤師の使用医薬品(平成十二年三月厚生省告示第百六十一号) 並びに保険薬局に係る厚生労働大臣の定める揭示事項(平成八年三月厚生省告示第二十七号) 並びに療担基準の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項等(平成六年三月厚生省告示第百二十二号) は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。

平成十四年三月十八日

厚生労働大臣 坂口 力

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等

第一 厚生労働大臣が定める揭示事項

一 保険医療機関及び保険医療養担当規則(以下「療担規則」という。)(第二条の六の厚生労働大臣が定める揭示事項

(一) 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年三月厚生省告示第五十四号) 別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)(第一章第2部第1節に規定する入院基本料及び別表第二歯科診療報酬点数表(以下「歯科点数表」という。)(第1章第2部第1節に規定する入院基本料に関する事項

(二) 歯科点数表区分番号A001に掲げるかかりつけ歯科医初診料に関する事項

(三) 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事

療養の費用の額の算定に関する基準（平成六年八月厚生省告示第二百三十七号）に基づき、地方社会保険事務局長に届け出た事項に関する事項（一）及び（二）に掲げるものを除く。）

（四） 役務の提供及び物品の販売等であつて患者から費用の支払を受けるものに関する事項（当該費用の支払が法令の規定に基づくものを除く。）

二 老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（以下「療担基準」という。）第二条の六の厚生労働大臣が定める揭示事項

（一） 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号）別表第一老人医科点数表（以下「老人医科点数表」という。）の第1章第2部第1節に規定する老人入院基本料及び別表第二老人歯科診療報酬点数表（以下「老人歯科点数表」という。）の第1章第2部第1節に規定する老人入院基本料に関する事項

（二） 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準及び老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成六年八月厚生省告示第二百五十三号）に基づき、都道府県知事に届け出た事項に関する事項（一）に掲げるものを除く。）

（三） 一の（二）及び（四）に掲げる事項

第二 特定承認保険医療機関に係る厚生労働大臣が定める療養

一 療担規則第五条の二第二項の厚生労働大臣が定める療養

健康保険法第四十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成六年八月厚生省告示第二百三十六号）に定める療養

二 療担基準第五条の二第二項の厚生労働大臣が定める療養

老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成六年八月厚生省告示第二百五十一号）に定める療養

第三 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の特定療養費に係る厚生労働大臣が定める基準

一 特別の療養環境の提供に関する基準

(一) 特別の療養環境に係る一の病室の病床数は、四床以下でなければならないものとする。

(二) 特別の療養環境に係る病床数は、当該保険医療機関（特定承認保険医療機関を含む。以下同じ。）の有する病床（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条第三項第一号の指定に係る病床（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七条第二十三項に規定する療養病床等を除く。）に限る。以下この号において同じ。）の数の五割以下でなければならないものとする。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる要件を満たすものとして承認した保険医療機関にあつては、当該承認に係る病床割合以下とする。

イ 当該保険医療機関の属する地域の病床の整備状況からみて、特別の療養環境に係る病床数の当該保険医療機関の病床数に対する割合を増加しても患者が療養の給付を受けることに支障を来すおそれがないこと。

ロ 経験を有する常勤の相談員により、特別の療養環境の提供に係る病室への入退室及び特別の料金等に関する相談体制が常時とられていること。

ハ 必要に応じ、患者を適切かつ迅速に他の保険医療機関に紹介することができる等の他の保険医療機関との連携体制がとられていること。

ニ 当該保険医療機関における特別の療養環境の提供に係る病室のすべてについて、一の病室の病床数が二床以下であり、かつ、一の病室の病床数が二床である病室のすべてについて、病床ごとのプライバシーが十分に確保されていること。

ホ 医科点数表第1章第2部第1節若しくは歯科点数表第1章第2部第1節に規定する入院基本料1（療養病棟入院基本料1、老人病棟入院基本料1及び有床診療所入院基本料1を除く。）又は老人医科点数表第1章第2部第1節若しくは老人歯科点数表第1章第2部第1節に規定する老人入院基本料1（老人療養病棟入院基本料1、老人病棟老人入院基本料1及び老人有床診療所入院基本料1を除く。）が算定されるべき看護を行う保険医療機関であること。

ヘ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第一項第一号及び第二号に定

める医師及び歯科医師の員数を満たしていること。

ト 医科点数表及び歯科点数表に掲げる院内感染防止対策未実施減算の対象となっていないこと。

チ 厚生労働大臣から当該承認を受ける前六月間においてイからトまで、(一)、(二)本文及び(三)から(六)まで並びに二から十までに違反したことがなく、かつ、現に違反していないこと。

(三) (二)の規定にかかわらず、特別の療養環境に係る病床数は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の二第一項に規定する特定機能病院（以下「特定機能病院」という。）以外の保険医療機関であつて国が開設するものについては当該保険医療機関の有する病床数の二割以下とし、地方公共団体が開設するものについては当該保険医療機関の有する病床数の三割以下とする。

(四) 特別の療養環境に係る病室その他の施設、設備等は、特別の料金を徴収するのにふさわしいものでなければならぬものとする。

(五) 特別の療養環境の提供は、患者への情報提供を前提とし、患者の自由な選択と同意がなされたものに限られるものとする。

(六) 患者への情報提供に資するため、特別の療養環境の提供に係る施設、設備、特別の料金等の内容を定め、又は変更する場合は、地方社会保険事務局長に報告するものとする。

二 病院の初診に関する基準

(一) 当該療養は、患者への情報提供を前提とし、患者の自由な選択と同意がなされたものに限られるものとする。

(二) 患者への情報提供に資するため、特別の料金等の内容を定め、又は変更しようとする場合は、地方社会保険事務局長に報告するものとする。

三 予約に基づく診察

(一) 予約診察を行う日時があらかじめ決められていなければならないものとする。

(二) 当該診察は、予約診察として予約料を徴収するにふさわしい形態で提供されなければならないものとする。

(三) 当該保険医療機関において、予約に基づかない診察が受けられる体制が十分整っていない場合にはならないものとする。

(四) 予約診察を行う日時及び予約料をその病院の見やすい場所に掲示しなければならないものとする。

(五) その他予約に基づく診察が適切に行われる体制が整っていないものとする。

(六) 予約診察は、患者への情報提供を前提とし、患者の自由な選択と同意がなされたものに限られるものとする。

(七) 患者への情報提供に資するため、特別の料金等の内容を定め、又は変更する場合は、地方社会保険事務局長に報告するものとする。

四 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察

(一) 患者が当該保険医療機関の診療時間以外の時間に診察を受けることを希望した場合にのみ認められるものとする。

(二) 医科点数表の第1章区分A000の注5、区分A001の注3及び区分A002の注4並びに歯科点数表の第1章区分A000の注7、区分A001の注6、区分A002の注4及び区分A003の注4並びに老人医科点数表の第1章第1部第1節に規定する老人初診料の注3、同部第2節に規定する老人再診料の注2及び同節に規定する老人外来診療料の注3に規定する保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察に係る加算の対象となるものであってはならないものとする。

(三) 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察は、患者への十分な情報提供がなされた上で行われたものに限られるものとする。

(四) 患者への情報提供に資するため、特別の料金等の内容を定め、又は変更する場合は、地方社会保険事務局長に報告するものとする。

五 金属床による総義歯の提供に関する基準

(一) 金属床による総義歯の提供は、無歯顎の患者に対して総義歯による欠損補綴を必要とする場合に、行われるものに限られるものとする。

(二) 金属床による総義歯は当該保険医療機関が特別の料金を徴収するのにふさわしいものでなければならぬものとする。

(三) 当該保険医療機関において、金属床によらない総義歯の提供が行われる体制が十分整っていないと認めなければならぬものとする。

(四) 金属床による総義歯に係る費用徴収その他必要な事項を当該保険医療機関内の見やすい場所に掲示しなければならないものとする。

(五) 金属床による総義歯の提供は、患者への情報提供を前提とし、患者の自由な選択と同意がなされたものに限られるものとする。

(六) 患者への情報提供に資するため、特別の料金等の内容を定め、又は変更する場合は、地方社会保険事務局長に報告するものとする。

六 医薬品及び医療用具の治験に係る診療に関する基準

(一) 当該保険医療機関において、治験（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第七項に規定する治験をいう。）を適切に行うことのできる体制が整っているものとする。

(二) 当該診療は、患者への情報提供を前提とし、患者の自由な選択と同意がなされたものに限ら

れるものとする。

七 齧^う蝕に罹^り患している患者の指導管理に関する基準

(一) フツ化物局所応用又は小窩^か裂溝填塞による指導管理を必要とする場合に、行われるものに限られるものとする。

(二) 当該指導管理は、当該保険医療機関が特別の料金を徴収するのにふさわしいものでなければならぬものとする。

(三) 当該指導管理に係る費用徴収その他必要な事項を当該保険医療機関内の見やすい場所に掲示しなければならないものとする。

(四) 当該指導管理は、患者への情報提供を前提とし、患者の自由な選択と同意がなされたものに限られるものとする。

(五) 患者への情報提供に資するため、特別の料金等の内容を定め、又は変更する場合は、地方社会保険事務局長に報告するものとする。

八 病院の再診に関する基準

(一) 当該療養は、患者への十分な情報提供を前提とし、患者の自由な選択と同意がなされたものに限られるものとする。

(二) 患者への情報提供に資するため、特別の料金等の内容を定め、又は変更しようとする場合は